

第4回名古屋市国民保護協議会における委員からのご意見等

第4回名古屋市国民保護協議会におきまして、委員の皆様からありましたご意見及びそのご意見に対する市の考え方は、以下のとおりとなっています。（発言順）

1 市の地理的、社会的特徴に対するご意見

【浜谷英博委員】

国民保護法において、政令指定都市は県の役割の一部を担うことになる。名古屋市は、中部地域の中核となる都市であり、周辺都市からの期待も高いと考えられる。そのような前提に立つと、名古屋市だけではなく、名古屋市周辺の大規模集客施設等に対する目配りも必要になってくると思う。事態が発生した時間帯によっては、そういう施設から大勢の避難住民が流入することが考えられ、逆に、その施設が名古屋市民の避難先となる可能性もある。そのような関連性を考慮すると、周辺市町村の大規模集客施設等についても、地理的、社会的特徴の中に記載する必要があるのではないかと思う。

ただし、大規模集客施設等については、県との調整が必要であると思われる。その調整が整った時点で、加筆することを指摘したい。

《市の考え方》

大規模集客施設等については、県との間で、今後具体的な検討をさせていただくことを予定しています。その整理が進んだ時点で、名古屋市の近隣市町村にある大規模集客施設等についても、計画に記載していきたいと考えています。

2 名古屋市国民保護計画答申後の名古屋市への要望等

【浜谷英博委員①】

国民保護計画というのは、計画論的に言えば基本計画である。基本計画の運用にあたっては、マニュアルを充実していくことが重要になってくる。マニュアルと言っても、例えば市役所内のもの、住民向けのもの、事前のもの、さらには事後のものなど様々な段階のものがある。市役所内のものについては、この中にも一部、職員の参集基準や参集場所について記載されているが、さらに細かく言えば、参集率に伴う優先職務についても、マトリクスなどで示す必要があると思う。

さらに、住民の感覚から言えば、安否情報の収集・照会・回答等は非常に関心があるところだと思う。これについても、自治体としての基準が必要になるのではないかと思う。もちろん国の基準や県の基準があることは承知しているが、市においては、個々の住民を意識した対応が必要になってくる。その場合、本人確認の基準などが詳細に決められている方が混乱を生じないのではないかと思う。他にもマスコミ対応をどうするかという問題もある。これらのことを含め、市役所内のマニュアル策定についての予定を概要でもいいのでお示しいただきたい。

住民向けのマニュアルについては、先ほどのフロー図などのように、公的な動きと自分の動きとが一目瞭然で分かなければ意味がない。しかも、想定が変われば対応も変わるため、各種の想定に応じた対応をマトリクスにするということも重要になる。さらには、ビジュアルに分かりやすくする工夫も必要だと思う。これらのことについて、今後の計画をお聞かせいただきたい。

《市の考え方》

本市国民保護計画素案は、市が実施する国民保護措置の方向性を明確にするという視点で作成しています。計画作成後は、今回の計画の内容を実行できるよう、計画の示す方向性に沿って、具体的な取組みを検討していかなければならないと考えています。

マニュアルについては、計画の内容を具体化する一つの手法と考えています。具体化としては、計画の内容に関して、事項別・措置別に必要な整理を施していくことや、より詳細な記述を行っていくということが考えられます。他にも、資料として、関係機関の連絡先などを把握・整理しておくことなども考えられます。いずれにしても、国民保護計画の取組みは緒についたばかりであり、計画案をより実効性のあるものにするため、具体化についても、取り組んでいきたいと考えています。

なお、住民に対するマニュアルについては、分かりやすいパンフレットのほか、住民に願ひしていきたいことに特化したパンフレットなども検討していくべき材料と考えています。

【浜谷英博委員③】

J-ALERT(※)についてだが、全国ではすでに試験的運用が始まっている。19年度の消防庁の概算要求の概要では、700自治体の起動装置が概算で約1億9000万円計上されている。それを受ける立場の自治体として名古屋市はどのように対応するのか、防災行政無線の今後の整備としても影響がある。もちろん、予算が伴うことでもあるので、現在の進捗状況について教えていただきたい。

※ J-ALERT(ジェイ・アラート):全国瞬時警報システム

《市の考え方》

J-ALERT というのは、市町村の防災行政無線を使って、国の操作により情報を発信しようというものです。

今、国では、地震が起きたとき、津波警報を、サイレンを鳴らして知らせたらどうかとか、先ほどご指摘いただいた、有事の場合に、国のコントロールによりサイレンを鳴らしたらどうかということが考えられています。こういう仕組みを総称して J-ALERT と呼ばれています。

同報無線がないと、この J-ALERT は効果がないことになりますが、本市は、東海豪雨の教訓を受けて同報無線を整備していますので、J-ALERT の導入についても、前向きに検討したいと考えています。

【佐藤佐委員】

隣組という考えがあった時代には、国民保護計画素案に記載されている情報伝達の方法でも、十分に住民に周知徹底できたと思うが、現在の住民の状況を見ると、隣組、今でいう自治会には入らないという人がかなり増えてきている。そういう人に対して、果たして情報が伝達できるのかできないのか甚だ疑問である。そういう人たちがどういう考えを持っているかは分からないが、共助という考え方を持たない住民が非常に増えてきているのは事実である。そういう人たちに対して、国民保護の考え方を徹底することは難しいと思うのだが、このことについて、当局はどのように考えているのかお尋ねしたい。

《市の考え方》

ご指摘については、市役所の中でも様々な機会でお話をお伺いするところであり、一言で言うと「苦慮している」というお答えになるのかと思います。そういう中で、消防局は、地震、風水害等に対する名古屋市の所管局であり、今回、国民保護という業務についても新たに所管局となりました。この種の災害については、自助、共助、公助がうまく絡みあうことで、結果として市民の命を守ることにつながるということを、講習会とか訓練を通じて、市民の皆様に粘り強く訴えてご理解をいただかなくてはならないと考えています。

【松本佐保委員】

武力攻撃事態について、別紙3のように事態別の実施措置を明確にさせていただいたことは、とても分かりやすくていいことだと思っている。

武力攻撃事態が起こった場合の陸上自衛隊の役割についてお聴きたい。名古屋市国民保護計画素案に対して寄せられた市民の皆様のご意見の中で、4ページのNo. 4についてだが、自衛隊の基地があり、その周りには住宅があるということで住民の皆様の懸念というものが述べられている。実際に、軍事的な事態になった場合、防衛権は、市ではなく国家に属しているということとは承知しており、また、陸上自衛隊の方は、国の命令によって防衛体制を敷くという任務があることも存じている。そのうえで、武力攻撃事態において自衛隊の方は、防衛以外にも、例えば避難に対する手助けをするという役割や、名古屋市内において救援活動をするような役割があるのではないか。そのあたりを確認しておきたい。

《市の考え方》

自衛隊については、地震、風水害などの災害対応では非常にご尽力いただきました。東海豪雨の際にもご尽力いただきました。有事の際に、自衛隊には有事そのものに対応していただくという仕事があります。そういう中で、例えば、避難住民の誘導についてはどのように素案に記載しているか。素案では、私ども行政の職員が、まずもって避難住民の誘導に対応させていただきます。それだけでは困難な場合には警察にもお願いし、必要に応じて自衛隊にもお願いします。その場合は、市からの避難誘導の要請に対して、対応できるのであればご協力いただくということで、計画上に記載させていただいているものです。

【矢野久子委員①】

パブリックコメントを拝見したところ、救助体制とか医療体制などは特に防災対策と重なる部分が非常に大きいと考えた。この素案に実効性が生じるためには、事態のパターンをいくつか想定して、市の職員を中心とした訓練を行うことが不可欠ではないかと考える。

昨日、高病原性鳥インフルエンザ患者の搬送訓練が、名古屋市の生活衛生センターと東市民病院との合同で行われ、それを拝見する機会があった。実際に、頭から下まである防護服を着用して患者を搬送するという訓練であった。迅速に実践できるようになるには相当大変だということを実感した。国民保護の場合は、どのようなことがどのような規模で、いつどこで起こるかはわからないため、想定することが難しいが、それでも、可能な範囲で想定し、訓練を行っていく必要があると考えた。感想であるが、No. 51の方のご意見のように、生物兵器の場合、どのような種類かが分かるまでには時間がかかると思う。兵器の種類が分からなくても、被災者の方への最善の

対応ができるようにという点から、地道な訓練を重ねていく必要があると感じた。また、情報の伝達が要だと思う。来年 6 月に感染症法が改正・施行されることを踏まえ、どこの誰に情報を伝達して相談するのかについても、関連部署との連携を事前に緊密にしておく必要があると感じた。

【矢野久子委員②】

薬品の供給センターのことであるが、抗生物質とか輸液など、生命維持に必要な薬品を供給できるようにシステムを組むということだが、他に精神的なサポートとして、抗不安薬のような心理的・精神的な予防・治療薬が防災計画上の薬品リストに入っているのか教えていただきたい。

《市の考え方》

国民保護法や本市国民保護計画素案において、薬も含めた備蓄については、地域防災計画に基づく備蓄物資を活用することとしています。地域防災計画で定めている薬品については、解熱剤、止血剤、感冒剤などの他、鎮静剤や安定剤なども一覧に含まれています。

【桐山雅子委員】

先ほど佐藤委員が言われた地域での助け合いという点についてであるが、名古屋市国民保護計画素案は、公助だけでなく共助・自助というところを強調されたところが大変ユニークではないかと思う。

最近では、都市が大きくなり、生活も便利になってきた。結果として、普段の生活の中で助けを必要とすることがなくなってきた。

武力攻撃事態は起こらないことが一番いい。しかし、こういう事態が起きたら、助け合わなければやっていけないという一つの設定ができたという点で、国民保護計画の作成はいい機会になると捉えたほうがよいのではないかと思う。

そこで、防災だけではなく、子育てにも関係することであるが、地域で人を育てていくということが大切だと思う。縦割り行政ではなく、地域の活性化のために活動していくという横のつながりとして、他の専門の部署の方とも協力し、市全体として共助というものを少しずつ築いていってほしいと思う。

…欠席委員…

【池田桂子委員】

国民保護計画は武力攻撃事態等を想定して取りまとめるものですが、日々の平和に向けての取組みこそ重要なものであることは言うまでもないところです。それぞれの立場で、誰もが平和に生存し生活する基本的な人権を有することを、平和を維持するために自らできることを心がけ行動したいものです。名古屋市においてもいっそうの取組みをお願いしたいと思います。

今後の取組みとしては、近隣都市との協議を早急に開始していただきたいと思います。中部圏や東海地方において国民保護計画を実施する状況に至った場合、近隣都市との間で、例えば職員等の派遣、物資の応援など国民保護措置についてどのような応援が可能となってくるでしょうか。

計画は、行政区画でひとまず区切ってたてられても、国民保護措置の実施に当たっては、近

隣都市から名古屋への就労人口の多いことなどの特徴を踏まえ組み立てなければ、機能しないものと思います。

国民保護計画は、国、県にそれぞれ策定されたところでありますが、必ずしも、想定する危機管理の概念や手順等が共通認識になっているとは思われません。特に国にあつては、出先機関が国民保護計画の実施を担うこととなっています。関係機関との協議も継続してなされることを希望します。

関係機関との連携については、「保健衛生」や「交通規制」について、極めて手薄な記載になっています。

この2項目については、有事においては、切実な問題ですから、今後も関係機関との協議によっては、見直しをされるよう希望します。

【佐藤久美委員】

名古屋市国民保護計画は、あくまでも武力攻撃から私たちを守るためにあるものだということを、きちんと市民に向けて説明をしていく必要があると思います。有事に対してきめ細やかな計画を準備して、いざというときに速やかに動けるような体制を整えているからこそ、私たちの安全も守られること、また、弱者である高齢者や障害者、外国人も保護の対象として、計画に盛り込まれていることなど、丁寧に説明していただきたい、と思います。

関係各部署との調整などこれから大変でしょうが、計画が形骸化することなく、実効性を伴うものになるようにお願いしたいと思います。

市民の間ではまだまだ認知度も低い計画だと思います。市民に向けて今後どのような形で説明をし、理解を得ていくのか、ということも議論の中に入れていただければと思います。

【田中昭子委員】

在宅療養者および介護者が災害時、一番不安に思うことは「逃げられない」「運べない」「誰に移送を頼むか」であり、自らは隣近所に避難の協力を頼みにくい状況にある。このような自力避難困難者の避難・誘導について、自助・共助・公助の観点から今後具体的な検討が必要であると考えています。